

令和4年第8回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月5日（月）午前9時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第17号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解(車両の損害))

報告第18号 例月現金出納検査結果報告について

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第102号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第103号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部改正について

議案第104号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

議案第105号 令和4年度邑南町一般会計補正予算第8号について

議案第106号 令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第3号について

議案第107号 令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計

補正予算第3号について

議案第108号 令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

日程第6 議案の上程、説明

議案第109号 邑南町学校給食費条例の一部改正について

議案第110号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

議案第111号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正について

議案第112号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第113号 邑南町職員の定年等に関する条例の一部改正について

議案第114号 邑南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第115号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第116号 邑南町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第117号 邑南町子ども条例の制定について

議案第118号 令和4年度邑南町一般会計補正予算第9号について

議案第119号 令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号について

議案第120号 令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第121号 令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第122号 令和4年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

議案第123号 令和4年度邑南町水道事業会計補正予算第2号について

議案第124号 令和4年度邑南町一般会計補正予算第10号について

日程第7 請願文書表

請願第2号 高速バス停の施設改善（点字ブロック設置、その他）に関する請願

令和4年第8回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和4年12月5日（月）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。ただ今から、令和4年第8回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布をしたとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。3番野田議員。4番日高議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 会期の決定 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月5日から12月16日の12日間といたしたいと思ます。これにご異議はありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日12月5日から12月16日の12日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 行政報告 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第3、行政報告。町長の行政報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 報告事項 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第4、報告事項。報告第17号、専決処分の報告について。報告第18号、例月現金出納検査結果報告について。以上2件について、それぞれ報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第5 議案の上程・説明・質疑・討論・採決 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第5、議案の上程・説明・質疑・討論・採決に入ります。議案第102号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第103号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。議案第104号、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。議案第105号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第8号について。議案第106号、令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について。議案第107号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について。議案第108号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について。以上7議案を議題とし、議案の上程・説明・質疑・討論・採決に入ります。提出者からの提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

（ 提案理由説明 ）

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第102号から議案第104号までの、提案理由をご説明申し上げます。議案第102号から議案第104号は、条例の一部改正について議会の議決

を求めるものでございます。まず、議案第102号は、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは人事院勧告に基づき、職員に適用する給料表及び勤務手当の支給率を改正するものでございます。次に議案第103号は、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは人事院勧告に基づき、任期付職員に適用する給料表等を改正するものでございます。次に議案第104号は、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、これは人事院勧告に基づき、会計年度任用職員に適用する給料表を改正するものでございます。議案第105号から議案第108号までの、提案理由をご説明申し上げます。まず議案第105号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第8号は、歳出予算の組み替えをするものでございます。次に議案第106号、令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ24万円を追加するものでございます。次に議案第107号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ46万7,000円を追加するものでございます。次に議案第108号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ29万5,000円を追加するものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 議案の質疑 ）

●石橋議長（石橋純二） これより、質疑を行います。議案第102号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、10番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） ページで言うと、新旧対照表の24の2とか3の部分で、今回の改正は人事院勧告に基づくものだと思うんですが、期末手当のほかに、若い人たちの給料のベースアップっていうのがあるんだと思うんです。それが、新旧対照表で見たときに若い世代に対してのこの改正がたくさんあるんだと思うんですけど、広報の10月号に職員の給料の実態っていうか調査が出ていて、初任給がいくらですよってあるんですけど、邑南町

の場合、例えば、大卒の初任給が摘要される人はどういう人なのか。短大卒の初任給が適用される人はどういう人なのか。で、あわせて、過去一般質問もしましたけど、実際には一般の行政職は高卒程度の試験なので、大卒の初任給が摘要じゃないと思うんですけど、新規の大学卒業で高卒程度。試験で入ったときに、実際どこの給料表でいうとどこの部分が適用されるのかと、今は社会人枠の採用が多いですけど、社会人で採用された方っていうのは、高卒の初任給から経験年数をとるのか。それぞれの学歴から経験年数をとるのか。その実態を教えてください。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩といたします。

—— 午前 9時 38分 休憩 ——

—— 午前 9時 41分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） それでは再開をいたします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 邑南町職員の給与に関しまして、行政職給料表一でいいますと、高校卒業、新卒の方は1級の5号給、15万4,600円がスタートになります。短大でいいますと、そこから2年学校へ行って卒業しますので1級の5号給から8号給を加算した1級の13号給、16万4,100円が初任給となります。大卒新卒でありますと、そこから2年さらに学校へ行って卒業しておりますので、そこから8号給加算をしまして、1級の21号給、17万5,300円がスタートに、初任給になります。それから社会人採用につきましては、それぞれ個々に高校卒業、大学卒業、さらに社会人を経験をしてということで採用される方がまちまちでありますので、それぞれ先ほど言いました基本給からさらに社会人としての経験を加算をして初任給を決定しているところであります。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏）　そこは見ればわかった話なんですけど、結局は高卒の試験だけなんだけど、大卒の4年大学卒業して新規卒業者も1級の25号給が適用されるのかどうなのかってことです。

○大賀総務課長（大賀定）　議長、番外。

●石橋議長（石橋純二）　はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定）　はい。おっしゃいますように高卒程度の採用試験しか実施しておりませんので、そこには短大卒業、大学卒業、あるいは社会人を経験して入っておられる方いらっしゃいますので、1級の給料表に格付けをしております。で、2級以降につきましては任用になりますので、また判断をその後していくということになるかと思えます。

●大屋議員（大屋光宏）　はい、議長。

●石橋議長（石橋純二）　はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏）　なんとなく意味がわかったようでわからないんですけど、最終的に若い人の給料をベースアップするのであれば、例えば、大卒の試験をしてそれ相応の初任給を支払えばいいんだと思うんです。高卒程度、大卒程度の試験区分をきちっとすれば初任給は変わってくるし、おそらく大卒だと2級からの始まりになる可能性もあると思うんです。こうやって部分的に国の方針で改正はしてくるけれど、結局試験採用の区分がないがために邑南町の職員なり、邑南町は若い人の給料が基本的小さい。という見方もできるんだと思うんです。そうすると、最後町長にですけど、そういった本当に若い人の給料を上げるのであれば、大卒の試験区分をしてちゃんとそれ相応の初任給、おそらく県等を見てもほぼ一緒であれば20万を超える初任給だと思うんです。大卒であれば。そうしないとベースアップ、若い人の給料はきちっとしないっていうのと本当に地域に地元の高校出るなり、地元出身者がこの町に新卒で帰ってこないと思うんですけど、その実態をどう思われるか最後教えてください。

○日高副町長（日高輝和）　議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） すみません、最初にちょっと町長の前に。邑南町の場合はこれまでもそうでございますけど、大卒試験というのを実施したことはございません。小規模な町村で言いますと、県とかは大卒試験がございますけども、小規模な自治体では、やはり高卒程度というところで試験をやってきた実態が今までそうございました。大卒についての試験を考えないかということでございますけども、一般的に大卒ということになりますと、高度なレベルを要求される部分ありますので、そのへんのところは本町において適しているかどうかということもございますし、一般に若い方の給料と言いますと、全体で上がってきておりますので、特に大卒試験をして大卒程度の方を任用して、そこにはり付けていくというところの現在までのところは、その必要性は関していないというふうに思います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 今、副町長から必要性を感じていないと言うことでありますが、実は私も純粋にこう思っていて、大学卒業した方が高卒程度っていう形で試験受けて入るのが、本当にいいのかわかっていうのは素朴な疑問として実は思っておりました。今、ああやって大屋議員が指摘をされたわけでありまして、これから優秀な人材を我々の職場として求めるうえにおいて、あるいはできるだけ志願者を増やすということからも含めてですね、そのへんは少し研究してみる必要があるんじゃないかと。我々の職場もやっぱり場合によっては、高度な専門を要する仕事も増えてきたというふうに感じておりますので、少し検討させてもらいたいなと思っております。

●石橋議長（石橋純二） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第102号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑を終わります。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第103号、邑南町の一般職の任期付職員

の採用等に関する条例の一部改正についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第103号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてに対する質疑を終わります。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第104号、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第104号、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する質疑を終わります。

●石橋議長(石橋純二) 補正予算の議案に関しましては、あらかじめページ数を示して、質疑を行っていただきますよう、お願いいたします。議案第105号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第8号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第105号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第8号についてに対する質疑を終わります。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第106号、令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第106号、令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてに対する質疑を終わります。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第107号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、議案第107号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号についてに対する質疑を終わります。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第108号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、議案第108号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号についてに対する質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 討 論 ・ 採 決 ）

●石橋議長（石橋純二）　　これより、討論・採決に入ります。議案第102号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第102号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、議案第102号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第103号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第103号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、議案第103号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第104号、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第104号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、議案第104号、邑南町会計年

度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第105号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第8号についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第105号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、全員賛成。したがって、議案第105号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第8号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第106号、令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第106号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、全員賛成。したがって、議案第106号、令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きますして、議案第107号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第107号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、全員賛成。したがって、議案第107号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きますして、議案第108号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第108号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、全員賛成。したがって、議案第108号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。



( 日程第6 議案の上程・説明 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第6、議案の上程・説明に入ります。議案第109号、邑南町学校給食費条例の一部改正について。議案第110号、邑南町奨学基金条例の一部改正について。議案第111号、邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正について。議案第112号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について。議案第113号、邑南町職員の定年等に関する条例の一部改正について。議案第114号、邑南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。議案第115号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第116号、邑南町個人情報保護法施行条例の制定について。議案第117号、邑南町子ども条例の制定について。議案第118号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第9号について。議案第119号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号について。議案第120号、令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について。議案第121号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について。議案第122号、令和4年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について。議案第123号、令和4年度邑南町水道事業会計補正予算第2号について。議案第124号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第10号について。以上、16議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第109号から議案第113号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第109号から議案第113号は、条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第109号は、邑南町学校給食費条例の一部改正についてでございますが、これは学校給食費の値上げに伴う改正でございます。次に議案第110号は、邑南町奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは償還免除の決定による基金額の減額に伴う改正でございます。次に議案第111号は、邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正についてでございますが、これは高見農村公園の廃止に伴う改正でございます。次に議案第112号は、邑南町町営住宅管理条例の一部



改正についてでございますが、これは高原団地の新設に伴う改正するものでございます。次に議案第113号、邑南町職員の定年等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは職員の定年延長制度の導入に伴う改正でございます。議案第114号から議案第117号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第114号から議案第117号は条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。議案第114号、邑南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでございますが、これは高齢者部分休業制度の導入に伴う条例を制定するものでございます。次に議案第115号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に伴う条例を制定するものでございます。次に議案第116号、邑南町個人情報保護法施行条例の制定についてでございますが、これは個人情報保護法の施行に伴う条例の制定及び廃止に伴う条例を制定するものでございます。次に議案第117号、邑南町子ども条例の制定についてでございますが、これは子どもに関する施策を総合的に推進していくための基本となる条例を制定するものでございます。議案第118号から議案第124号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第118号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第9号は歳入歳出それぞれ1億7,171万9,000円を追加するものでございます。次に議案第119号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ127万9,000円を追加するものでございます。次に議案第120号、令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加するものでございます。次に議案第121号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ1,656万4,000円を追加するものでございます。次に議案第122号、令和4年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号は、歳出予算の組み替えをするものでございます。次に議案第123号、令和4年度邑南町水道事業会計補正予算第2号は、収益的支出については488万2,000円の追加、資本的収入及び支出については収入150万円、支出539万円をそれぞれ追加するものでございます。次に議案第124号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第10号は、歳入歳出それぞれ3,060万円を追加するものでございます。議案の詳細につきましては、お手元に議案の詳細説明資料をお配りしておりますのでご確認ください。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、すべて終了いたしました。



( 日程第 7 請願文書表 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 7、請願文書表を議題といたします。本定例会までに受理した請願は、お手元に配布しております請願文書表のとおりでございます。請願第 2 号につきましては、総務教民常任委員会に付託しましたので報告いたします。



( 散会宣告 )

●石橋議長 (石橋純二) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でございました。

—— 午前 10時 7分 散会 ——